

## 【インドネシア】移民労働者の保護に関する法改正

海外立法情報課 合地 幸子

\* 2017年11月22日、移民労働者の保護に関する改正法が成立した。同法は移民労働者の権利拡充、中央及び地方政府の責務について規定している。

### 1 背景

インドネシアが政策として海外へ派遣する移民労働者数は、2017年には650万人を超えている<sup>1</sup>。移民労働者の多くは中東（サウジアラビア、アラブ首長国連邦等）やアジア（マレーシア、台湾、香港等）の国・地域において、介護・家事労働に従事している女性である<sup>2</sup>。従前、こうした労働者に対しては、受入国における無給残業、給与不払等の不正、雇用主からの差別・虐待・性的暴行等の被害が多数報告されていた<sup>3</sup>ことから、インドネシア政府は、2004年10月18日、基本法となる「インドネシア人労働者派遣及び保護に関する共和国法」（UU No.39/2004. 以下「派遣・保護法」という。）<sup>4</sup>を制定した。派遣・保護法は全16章109か条から成り、中央政府の職務と責任（第2章）、移民労働者の権利と義務（第3章）、海外派遣の実施主体や営業許可（第4章）といった基本原則のほか、移民労働者の出国手続や事前研修（第5章）、在外公館や派遣企業による移民労働者の保護（第6章）、労務トラブルの解決（第7章）や労務管理（第8章）等について規定している。

インドネシア政府は、2006年、同法に基づいて監督機関である海外労働者派遣・保護庁を設置し、関連機関の汚職、斡旋企業的不正・詐欺等の問題に取り組んだ。また、特に不正の絶えない受入国に対しては抗議を行うほか、労働者派遣の長期凍結等の措置も打ち出したが、移民労働者の保護に必ずしも十分な成果を上げることはできなかった。

2017年11月22日、ジョコ・ウィドド大統領は、派遣・保護法の改正法に当たる「インドネシア人移民労働者の保護に関する共和国法」（UU No.18/2017. 以下「改正法」という。）<sup>5</sup>を承認し、同日施行した。全13章91か条から成る同法は、主に、移民労働者の権利拡充、中央及び地方政府の職務・責任の強化について規定している。

### 2 改正法の概要

#### (1) 移民労働者の権利の拡充

\* 本稿におけるインターネット情報は2018年1月12日現在である。

<sup>1</sup> Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR), “Committee on the protection of the rights of migrant workers examines report of Indonesia.” <<http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=22031&LangID=E>>

<sup>2</sup> BNP2TKI, Data Penempatan dan Perlindungan TKI Periode 1 JANUARI S.D 31 DESEMBER 2017, pp.8-9. <<http://www.bnptki.go.id/read/12943/Data-Penempatan-dan-Perlindungan-TKI-Periode-1-JANUARI-S.D-31-DESEMBER-2017.html>>

<sup>3</sup> OHCHR, *op.cit.*(1)

<sup>4</sup> UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 39 TAHUN 2004 TENTANG PENEMPATAN DAN PERLINDUNGAN TENAGA KERJA INDONESIA DI LUAR NEGERI. <<http://www.bpkp.go.id/uu/filedownload/2/39/244.bpkp>>

<sup>5</sup> UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 18 TAHUN 2017 TENTANG PELINDUNGAN PEKERJA MIGRAN INDONESIA. <[https://jdih.bnptki.go.id/images/UU\\_No\\_18\\_Tahun\\_2017\\_Tentang\\_Perlindungan\\_Pekerja\\_Migran\\_Indonesia.pdf](https://jdih.bnptki.go.id/images/UU_No_18_Tahun_2017_Tentang_Perlindungan_Pekerja_Migran_Indonesia.pdf)>

改正法は、移民労働者の保護を、移民労働希望者又は移民労働者及びその家族の利益を保護するためのあらゆる努力と定義し、法的、経済的、社会的側面において、就労前・中・後の全活動における権利保障を行うとしている（第1条5）。その上で新たに次の保護規定を置いている。

移民労働者は、労働条件に関する完全かつ有効な書面の作成により保護される権利を有し（第8条第2項 a、b）、派遣に係る費用を請求されない（第30条第1項）。また、事前に必要な教育・職業訓練等を受ける権利（第8条第3項 a、b）、社会保障の適用を受ける権利（同条同項 c）、新設の移民労働者向け総合窓口（Layanan Terpadu Satu Atap: LTSA）を通じて必要な情報提供及び支援を受ける権利（同条同項 f）を有する。

就労中の移民労働者は、契約書等の書類を所持する権利を有する（第6条第1項 j）。雇用主等との間で問題が生じた場合は、保護され帰国に必要な支援を受けることができる（第21条第1項 h）。

帰国後は、出身地域において生計を立てられるよう起業教育等の支援を受けることができる（第24条第1項 d）。就労中の病気又は死亡に対して、社会保障等により給付を行う（同条同行 c）。

また、改正法は、保護対象を移民労働者の家族に拡大した点に特色がある。移民労働者の家族は、移民労働者の就労状況及び帰国に関する情報を得る権利、労働契約書の写しを得る権利、移民労働者の死亡時に全ての財産を相続できる権利等を有することが規定されている（第6条第3項 a～d）。

## （2）中央及び地方政府の職務・責任

派遣・保護法は、第一義的に中央政府に移民労働者の派遣及び保護に関する責務があることを規定し、州、県、市等の地方政府へは一部の権限を委任するにとどまっていた。改正法は、中央政府のみならず、村に至る地方政府にまで、移民労働者の派遣及び保護に関する責務を具体的に規定している。

中央政府には、移民労働者及びその家族の保護（第39条 a）、統合情報システムの構築（同条 d）、移民労働者の人権保護に関する政策策定（同条 h）を義務付けた。また、特定の受入国に対する移民労働者派遣の禁止及びその解除（同条 i、j）を行う権限について規定している。

州・県・市レベルの地方政府には、中央政府と連携して移民労働者の保護を行う責務を定め（第38条第1項）、LTSAの設置権限を付与した（第40条 h、第41条 k）。さらに、州政府には移民労働者に対する事前研修の実施（第40条 a）及び派遣前後の健康管理（同条 f）、移民労働者派遣機関に対する営業許可証の発行及び監督（同条 c、d）を義務付けた。県・市には、移民労働者のデータ管理及び州政府への定期連絡（第41条 b、c）、移民労働者帰国後の支援（同条 h）等を義務付けている。また、村についても、関係機関との協力（第42条 a）、移民労働希望者の登録（同条 b）等の義務を定めている。

なお、就労上の問題や受入国の自然災害等により帰国が必要となった場合は、中央政府及び地方政府（州・県・市）が移民労働者の帰国を支援する（第39条 f、第40条 b、第41条 d）。

### 参考文献

- ・奥島美夏「第2章 インドネシアの労働者送り出し政策と法」山田美和編『東アジアにおける移民労働者の法制度－送出国と受入国の共通基盤の構築に向けて－』アジア経済研究所, 2014, pp.63-106.